

議案第16号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成26年3月4日提出

日野町長 景山享弘

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日野町職員の育児休業等に関する条例(平成4年日野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、 <u>日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員に係る勤務の形態のうち、次に掲げるもの(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き別に定める日数を超える、かつ、1回の勤務が別に定める時間を超えないものに限る。)とする。</u></p> <p>(1) <u>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>(2) <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、 <u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態(同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。</u></p> <p>(1) <u>日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)第4条第1項の規定の適用を受ける職員</u> <u>次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き別に定める日数を超える、かつ、1回の勤務が別に定める時間を超えないものに限る。)</u></p> <p>イ <u>4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>ロ <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u></p>

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(部分休業の承認)

第17条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 特別休暇のうち別に定めるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。